

# 看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する取組み

当院では、看護職員の負担軽減のため以下の取組みを行っております。

## 【取組内容】

### 1 初診時の予診の実施

問診については、問診票を用い事務職員が行い、看護職員が確認後医師に報告しています。

### 2 クラークの設置

医師事務作業補助者（クラーク）を配置し、診断書の記載や処方箋の作成、診察や検査の予約、オーダーの作成等、看護業務以外の業務をクラークが担っています。

### 3 服薬についての説明

入院患者様の持参薬確認、服薬に関する管理・指導は薬剤師が実施しています。外来患者様については院外処方としています。

### 4 リハビリ職種との連携

トイレの実施や車いすへの移乗、食事介助等、ADL 向上そのためのリハビリの一環として実施するものについては、看護師と情報を共有してリハビリスタッフが実施しています。

### 5 地域連携センターの設置

他医療機関との転入院の相談、施設への入所相談、介護保険申請の相談、退院後の生活相談等、患者の入退院の支援業務および他医療機関や施設、居宅介護支援事業所等との連携業務を医療ソーシャルワーカーが担っています。

### 6 短時間正規雇用の看護職員の活用

### 7 多様な勤務形態の導入

就業時間を固定せず、本人の生活スタイルに合わせた勤務時間の設定を可能にしています。勤務形態を複数設けることで、繁忙な時間帯には勤務者数を多くしたり、患者の少ない時間帯には少数の勤務者配置とし、時間外労働が発生しないようにしています。

### 8 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮

夜勤の減免制度、半日・時間単位休暇制度、所定労働時間の短縮、他部署への配置転換を、職員の希望がある場合に実施しています。

医師及び医療従事者の働き方改革推進委員会

委員長：事務長 永吉 幸弘

看護部長 後藤 美紀

社会医療法人慶明会いめい記念病院 院長

金丸 吉昌